

参議院内閣委員会會議録第十二号

昭和三十一年三月八日(木曜日)午前十時四十九分開会

委員の異動

三月六日委員大野秀次郎君辞任につき、その補欠として苦米地義三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

小柳 牧衛君

理事

野本 品吉君
千葉 信君
島村 軍次君

委員

井上 知治君
植竹 春彦君
遠藤 柳作君
木村篤太郎君
苦米地義三君
中山 壽彦君
菊川 孝夫君
田畑 金光君
豊田 雅孝君
前田 正男君

衆議院議員
国務大臣

船田 中君

政府委員

内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長 鈴木 康平君
科学技術行政協議会事務局長 永山 忠則君
防衛事務次官 門叶 宗雄君
防衛庁長官 林 一夫君
防衛庁防衛局長 加藤 陽三君
防衛庁人事局長 加藤 陽三君

防衛庁経理局長 北島 武雄君
防衛庁装備局長 久保 龜夫君
経済企画 齋藤 憲三君
事務局長 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○科学技術庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。
委員の変更について御通知申し上げます。三月六日、大野秀次郎君が辞任せられ、その補欠として苦米地義三君が委員に選任されました。

○委員長(小柳牧衛君) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案並びに自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題に供します。
両案に対する御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○島村軍次君 防衛庁予算は本年度よりは百三十三億余円の増額のようにありますが、陸上、海上、航空その他の経費を合せて、一体一人当りのくらの経費を要するものか、国民に十分知らせる必要があると思うのですが、これに対する防衛庁の御見解を承わりたい。

○政府委員(北島武雄君) 昭和三十一年度予算におきまして計上いたされまして防衛庁費につきまして、これを陸上自衛官一人当りの維持費及び海上自衛官、航空自衛官一人当りの維持費を申し上げますと、まず陸上自衛官一人当りの年間維持費につきましては二十八万九千七百円ということになります。

この中には人件費、旅費、庁費等のほか、編成整備費、油料入費等の器材費などを入れますと、それが陸上自衛官一人当りで割りまして年間維持費の標準であります。次に海上自衛官一人当りの維持費は、器材費を除きますと二十九万四千九百三十三円でございます。これに艦船等の修理費、燃料などの器材費を入れますと、加算いたしまして割りまして五十四万三千九百円というところに相なります。次に、航空自衛官一人当りの維持費は三十一年度予算におきまして、器材費を除きますと二十八万五千九百円、これに航空機修理費、油等のいわゆる器材費を加算いたしまして割りまして六十九万七千六百円ということになります。なお、このほかに新規増員になりますもの一人当りの初年度経費があるわけであります。これは正確な数字を申し上げますと、陸上自衛官につきまして申し上げますと、五十万五千三百円というところに相なります。

○島村軍次君 海上の自衛官の方はどうなりますか、これはどういふ計算になるのですか、艦艇がふえるようですが、こういう場合の計算は……。

○政府委員(北島武雄君) これはまあ実は陸上自衛官につきましては一人当たりというのは比較的わかりやすいのですが、海上航空の方面になりますと、実際一人当りで割るといことが相当意味がなくなってくるという感じがいたします。代表的な例をいまして、陸上自衛官につきまして仔細に計算いたしますと、ただいま申し上げますような海上自衛隊、航空自衛隊のそれぞれの初年度経費を一人当りで割るといことも必ずしも意味がございませんと。そのときの艦船の建造費もあることとありますので、非常にミス・リードいたすわけであります。

○島村軍次君 そうしますと、陸上自衛官については、人件費、施設費等を合せて二十八万九千、それに初年度調剤費が五十五万五千円、こういうことになりまして、両方合すると約八十四万、しかしこれは次年度においてはどうかになりますか。

○政府委員(北島武雄君) これを足しますことも実は多少誤解を生ずるかとも思うのであります。初年度の経費は当年限りでございまして明年度以降は必要がない。一人当りの維持費はずっと引続き、今の予算の見方からすれば、この程度になるということでありませう。

○島村軍次君 これはむろん食費や何かを含めての経費でございませうね。

○政府委員(北島武雄君) さようでございませう。

○島村軍次君 初年度におきまして五十万五千円要するのですが、そのほかに次年度以降全く要らぬということですが、あるいは修繕とか、あるいは補充して行くというふうな経費は前の二十八万九千円を含んでいるのですか。

○政府委員(北島武雄君) さようでございませう。維持費の方に入っております。

○島村軍次君 増額に対する内訳については十分の説明を承わっておりませんが、大体の海上及び陸上等各別に対する予算の増減の内訳を告示しを願いたい。

○国務大臣(船田中君) 増強計画の概要を一応御説明申し上げます。あと数字にわたることを経済局長から御説明いたしますようにいたしたいと思っております。

三十一年度自衛隊の増強計画の概要を御説明申し上げます。まず第一に陸上自衛隊の関係でございますが、予算額は歳出が五百三十九億六千八百万円、国庫債務負担行為が五億八千万円、増員は自衛官が一万名、正服のもの三百六十二名、合計一万三千六百六十二名増員するということになります。それから部隊の増設が次にございませうが、これは主動部隊としての混成団一、獨立特科大隊三及びその他の部隊を編成することになっております。混成団は東北地方を予定いたしております。それから集結業務の円滑化をはかるために全国的に地方連絡部というものを設けることといたしまして、三十一年度には二十六カ所を増設することになります。従いまして、三十一年度末

にはほとんど都道府県全部に地方連絡部ができることになりす。

次に、海上自衛隊の関係について申し上げます。

の総額が二百二十八億五千四百万円、

国庫債務負担行為になりすもの

が二十七億四千七百円、それから継続

費が三十二年及び三十三年度分合

せて二十二億六千二百万円、第二に、増

員でございすが、増員は自衛官が三

千三百二十五名、平服が三百四十八

名、合計いたしまして三千六百七十

名の増員になりす。第三に、艦艇等

の増強計画について申し上げます。日

本側で建造いたしますものが、警備艦

でありすが二隻でありまして、それ

ぞれ千六百トン型でございす。それ

から潜水艦は一隻千トン型、小型掃海

艇二隻、これは三十二トン型です。そ

れから次に救命艇一隻、三十二トン型、

油バギー一隻、三百トン型、合計七隻

で、そのトンは四千五百九十四トン

になりす。それから米国の供与また

は貸与を受けすものが中型掃海艇が

一隻三百二十トン型、小型掃海艇二十九

隊を一新所新設することになっており
ます。なお三十三年度末、江田島に移転
した衛科学校を充実整備することに相
なっております。

次に、航空自衛隊関係について申し
上げますと、予算額は歳出予算が二百
億二千九百万円、国庫債務負担行為が百六
億二千九百万円、これによりまして増
員が自衛官四千八百八十八名、平服七百七
十七名、計四千七百九十五名増員になりま
す。航空機の増強計画について申し上げ
ます。これには損耗補充を含んで
おりますが、米国の供与によりまして
のF86六十六機、C46二十機、T6、二
十五機、計百一十一機であります。日本
側で調達いたしますものはF86二十七
機、T34二十二機、T33六十七機、ヘリ
コプター四機、計百二十機、なお第二
航空団、F86五十七機、T33四機で編成
するものでございすが、その第二航
空団と第二補給処等を新設することに
なっております。なお、ジェット機の
生産計画について申し上げますと、第
一次生産計画、F86七十機、T33九十
七機、これはすでに三十三年度から着手
いたしております。第二次生産計画
F86八十機、T33八十三機、これは
三十一年度より着手することになって
おります。

以上が陸上、海上及び航空自衛隊関
係でございすが、そのほか防衛庁と
いたしまして増強増強になりすもの
は、技術研究所の経費を三十三年度約十
三億六千万円から約十八億円に増加す
ることになっております。これが来
年度増強の大体の概要でございす。

○政府委員(北島武雄君) たいだい大
臣から御説明ありましたような増強計
画に従いまして予算が計上されておる

わけでございすが、そのごく大別と
いたしまして、各組織別の金額の増減
を簡単に御説明申し上げます。

陸上自衛隊におきましては五百三十
九億六千八百万円、その内訳は現勢

維持分が四百八十四億二千四百万円、
増勢分が五十五億四千三百万円に相
なっております。それを三十三年度の陸

上自衛隊の予算に比較いたしますと、
七億二千九百万円の増となっております。

その内訳は、現勢維持分につい
ては六十二億六千万円増加してありま
す。増勢分におきましては減つてあり

まして、五十五億三千九百万円減に
なっております。

海上自衛隊におきましては、三十一
年度予算は二百二十八億五千四百万

円、その内訳は、現勢維持分は百八
十億二千九百万円、増勢分が四十八億

三千万円、これを前年度の海上自衛隊
の百九十九億一千二百万円と比較いた

しますと、三十八億四千九百万円の増と
なっております。内訳は、現勢維持

分が六十五億四千万円の増、増勢分
においては二十六億六千三百万円減と

なっております。

次に、航空自衛隊におきましては、
二百億二千九百万円が三十一年度予算で

ございまして、内訳は、現勢維持分に
八十三億三千二百万円、増勢分百十六

億八千七百九十五万円、これを前年度の航空
自衛隊の予算額と比較いたしますと、

百十八億一千七百九十五万円、八十二億二
百九十五万円の増加となっております。内訳

といたしましては、現勢維持分にお
いて三十五億二千九百万円、増勢分にお

いて四十六億七千九百万円の増加で
ございす。あとの官房各局、他の関

係付属につきましては取り上げて御紹

介するまでもないと思ひますが、特に
技術研究所につきまして御説明申し上

げますと、技術研究所は三十一年度に
おきまして十七億九千九百万円、現勢

維持分におきまして十億六千七百九
十五万円、増勢分において七億三千百

万円、内訳は、現勢維持分は三十三
年度の十三億六千三百万円と比較いた

しますと、四億三千六百九十五万円とい
う増加となっております。

以上の昭和三十一年度の防衛庁関係
におきまして、防衛庁費の千二億円を

(項)で分けて申し上げますと、(項)、防衛
庁におきまして八百三十五億八千二百

万円、(項)、防衛庁施設費におきまして
百六十六億一千七百九十五万円、昭和三十

一年度におきましては、(項)、防衛庁が七
百四十三億一千三百九十五万円にござ

いす。九十二億六千九百九十五万円の増で
ございす。(項)、防衛庁施設費におきま

しては三十一年度百六十六億一千七百
九十五万円にございすから、前年度の

(項)、防衛庁施設費の予算額百二十四億
八千七百九十五万円に比較いたしますと、

約四十一億三千九百万円の増加になつて
おります。なお内訳につきましては、御

質問によりましてお答えいたします。

○島村軍次君 今回の改正案によりま
すと、調達庁の一部の事務が防衛庁に

移るといふことによりございすが、
この区分がうまくできるのかどうか。

一体調達庁そのものは、駐留軍との関
係で、もっぱらこれに当つておるので

は備品というよりなものの調達を防衛
庁がやろうという趣旨はどういうこと

ですか。

○政府委員(北島武雄君) 防衛庁設置
法の一部を改正する法律案の附則の改

正でございすが、この趣旨をこく

手つとり早く申し上げますと、現在調

達庁がやっております事務の中で、軍

事援助顧問団関係のお世話、勤務関

係を除いて防衛庁がするといふ意味合

いでございす。どうしてこういう必

要があるかと申しますと、実は現在浜

松にアメリカの軍事援助顧問団の一部

でありすが、その移動訓練を自衛隊が
受けておるわけでありす。現在防衛

庁におきまして平和回復善後処理費に
よりまして建てました宿舎を提供いた

しまして、そこに移動訓練隊が宿泊
いたしておるわけでありす。実は先生

をお泊めするわけでありすが、当
然現在の防衛庁設置法でございすは
ありませんが、ただ事柄を筋を立てて

申し上げますと、やはり防衛庁設置法に
それをうたつた方がよろしいというこ

とでございす。そこで今回はっきり
軍事援助顧問団関係のお世話のうち、

勤務関係を除いたものを防衛庁で行
うといふことになったのであります。現

在浜松に泊つておりますところの移動
訓練隊に対する宿舎の提供、それから

光熱水料などが防衛庁予算ということ
に、これによりまして正式に制度上認

められたといふことに相なります。

○島村軍次君 先ほど長官の御説明に
よりまして、陸上自衛隊のうちで特科

の三箇大隊の新設が行われるという予
定であります。これは東北地区に限

るわけなんですか。

○政府委員(林一夫君) 先ほど長官か
ら御説明がありました特科大隊の三つ

の配置は、ただいまのところ第一管区
隊の管内に予定してあります。

○島村軍次君 場所をはつきり御説明されたらどうなんでしょうか。

○政府委員(林一夫君) 場所はまだはつきり確定していないのでありまして、大体中部地区を予定いたしておるのでありますが、まだはつきり確定をいたしてありません。

○島村軍次君 混成旅団の方は青森に置くということなんでしょうか。

○政府委員(林一夫君) 混成団は司令部を青森に予定いたしております。

○島村軍次君 特科隊との関係はどうなりますか。

○政府委員(林一夫君) 特科大隊の方は中部地区に予定いたしております。特科大隊と混成団というのは、それは別のことでございます。混成団の方は司令部を青森に置きまして、その編成内にある部隊は東北地方に配置するということになっております。特科大隊の方は、ただいま申し上げましたように中部地区を予定いたしております。

○島村軍次君 次に、ただいま御説明のありました海上自衛隊において艦船の建造なり、それから航空機の購入なりを計上されておるようでありまして、種別によって違ふののらうと思ひますが、一体どのくらいの価格のものですか、たとえば潜水艦はどうかいふような内訳があつたら一つ……。

○政府委員(北島武雄君) まずお尋ねのございました潜水艦でございますが、潜水艦は三十一年度で建造を計画いたしてありますのは、千トン型の潜水艦でございます。総額におきまして二十七億一千八百万円、これを昭和三十一年度以降三カ年にわたりまして支出するため継続費としてお願い申し上げております。それから警備艦甲型

でございますが、これは千六百トン型の船でございます。これは十七億二千四百万円という予算を立てたのでございます。なお御質問によりまして他の種類についてもお答え申し上げます。

○島村軍次君 航空機の購入はどのくらいかかるのですか。

○政府委員(北島武雄君) 航空機もまあ種類がいろいろあるわけでございまして、本年度予算で計上いたしてありますが、航空機関係は、F86とT33の国産化に伴うものがその主たる内容でございます。F86、T33につきましては、昭和三十一年度予算におきまして、第一次生産計画を立てまして、その考え方をいたしましては、アメリカ側からMDAPによりまして、多少部分品の供与を受けまして、これを日本において組み立てまして防衛庁が買うという内容でございます。昭和三十一年度におきましては、昭和三十一年度におきましては、さらに第二次計画を立てまして発注しようという内容でございます。F86の第一次計画、すなわち昭和三十一年度に計画いたしておりますのは、予算的には日本側の負担を一機当たり四千四百八十九万三千円と見ております。これに引き続き、第二次計画としましては、国産化の程度が進みますので、日本側の負担が殖えるのでありますが、ただいま予算上見ておりますのは七千五百二十八万六千円でございます。それからT33につきましては、同じく第一次計画におきまして日本側の分は、一機当たり二千七百七十二万一千円でございます。第二次計画につきましては、同様に国産化の程度が進みますので、三

千五百五十六万七千という金額を見ております。なおこのほかに、裏はらとなりましてのとして、アメリカ側が現物でもって部品を供与されるわけでありまして、これはアメリカ側の負担でございます。大体第二次計画におきましては、F86につきましては、一機当たり米側の負担と推定されるものが六千六百三十五万七千円、T33におきましては、第二次計画におきましてアメリカ側の負担が二千九百八十八万八千円、こういうふうなことでございまして。

○島村軍次君 このアメリカ側の供与に關しては、年によって違つてくるわけですか。

○政府委員(北島武雄君) ジェット機の国産化計画につきましては、当初は日本で技術が進んでおりましたので、原則として部分品をそつくりそのまゝアメリカから供与される、これを組み立てて、そのうちわが方におきまして、その部品の中で国産化し得るものを順次日本側において作つて行く、その反面アメリカ側におきましては、供与がだんだん減つてくる、こういう関係で、最後には日本におきまして、すべて国産できる、こういう計画なん

でございます。

○島村軍次君 それでは、三十一年度中に一部負担等を除いて、完成する予定の艦船及び航空機の数はどういふうになりますか、想定は……。内訳はよろしうです。

○政府委員(久保純夫君) まず艦船でございますが、三十年度末にどれだけのものができるかと申し上げます。ついででございますから……、米側側からまいりますものが百四十五隻の五

万三千トン、それから日本側で建造いたしまして、三十年度末に竣工いたしますものが二百三十八隻、大小ございまして、三万九千九百トン、合計いたしまして、三百八十三隻の約九万三千トンということに相なつております。

それから三十一年度が増勢いたしますものの中、大型船は警備艦甲とか、潜水艦、これは竣工いたしません、予算には持つておりますけれども、予算外いたしまして、小型の十、四隻が約五千五百トン、これが新しく竣工いたします。それから米側の供与関係はこれも小型が多いのでございまして、三十隻の約千トンを竣工予定いたしております。その両者を合計いたしまして、三十一年度末の竣工予定、

こういうことになっております。

それから航空機について申し上げます。航空機は三十一年度末に、三十年度末の分と三十一年度の増勢を含めまして、それも供与と日本側調達を分けて申し上げます。第一に、米側供与の分が、まずこれは海上自衛隊の航空機でございますが、百十三機、このうちおもなものはP2V二十四、PV2十六、TBM二十、そのほか合計いたしまして百十三機、それから日本側調達のもの、全部海上自衛隊でございますが、十四機、このおもなものはヘリコプター、大型、小型を合わせまして、ヘリコプターと連絡機合計十四機、総計いたしまして百二十七機といふのが三十一年度末の予定でございます。それから航空自衛隊の航空機について申し上げます、同じく三十一年度末の予定は総計が五百八十二機、そのうち実用機と申しますのがF86、それからC46輸送機、KA1と申します

連絡機、S55ヘリコプター、合計いたしまして百六十八機、それから練習機これがT34、メンターと申します初等機、これは全部国産でございますが、これが百二十七機、それからT6と申します基本練習機、これは全部米側供与でございますが、百五十五機、それからT33百三十機、合わせまして四百十二機、それから実戦機といたしまして二機、合計五百八十二機というのが三十一年度末の予定でございます。

○島村軍次君 長官は昨日でしたか、本会議で防衛計画の概要についてお話があつたと思ひますが、大休今計画されていゝわゆる五カ年計画の最後の数字について、もう一度委員会において御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(船田中君) 昨日も申し上げましたが、これは防衛庁の試案でございます。まだ政府案としては確定いたしてありません。政府案は本会、予算委員会その他の機会において申し上げておりますように、国防会議が設置されましたときに、国防会議に付議いたしまして、その諮問を経て政府案として確定することになると思ひますが、現在持っております防衛庁の試案といたしましては、三十五年度末におきまして、陸上自衛隊が十八万、海上自衛隊におきまして艦艇が約十二万四千トン、航空機百八十機、それから航空自衛隊におきまして、航空機が練習機を含めて約千三百機、このほか予備自衛官二万を予定いたしてあります。

○島村軍次君 この完成年度におきまして一体どのくらいの経費を要するの、全体で防衛庁費としてどのくらいを予定されておりますか。

○国務大臣(船田中君) これは米側からの供与のことありますので、大体その調子は米側の供与に待つというところになっておりますので、その正確な数字はまだ出ておりません。大体これは企画庁長官も御説明申し上げております通り、防衛関係の費用全部を合わせて、国民所得の二・三割というくらいのことをご予定いたしております。

○島村軍次君 概算何千億円くらいですか。

○国務大臣(船田中君) この数字がまだはつきり出ておりませんので、遺憾ながら今まだ申し上げる段階に達しておりません。

○島村軍次君 しかし経済五カ年計画によりまして、大体国民所得というものを予定されておるようですが、それとすればそれに対して二・三割かければ大よその概算が、その範囲だということとが了解できると思うのですが、そういうふうな計算でよろしいでしょうか。

○国務大臣(船田中君) 大体御推察を願う程度のことしか今のところまだできておりません。

○島村軍次君 その点は意見もありまして、もう少しお聞きしたいと思うのですが、そういう問題については国民が知らんとしておる事項だと思つて、一つ機会をもちて御発表されるその方法を考えていただきたいと思います。

○国務大臣(船田中君) 先ほども申し上げましたように、国防会議が設置されましたときには、それまでに十分検討をいたしまして、今、島村委員の御指摘になりましたような数字につきまして

しても、そのときには大体国防会議に付議する資料として出すことができるようになるだろうと思つて、またそういうふうな努力したいと思つて、一括してお尋ねを申し上げたいと思つて、現在このいわゆる顧問団といふものが、現在このいわゆる顧問団といふものの現状と、それから将来はどうか、既往における最近の実績にかんがみて、一つその情勢をお示しを願う。

第三には、いわゆる自衛官と非自衛官との内訳と言いますか、募集に対する採用人員の割合等の内訳がわかれば、この際お示しを願いたいと思つて、最後に、最近会計検査院から、二十九年度の決算報告によつて、防衛庁に自衛隊の会計経理に關して多数の批難事項があげられておりますし、それに対して防衛庁は責任者の責任追及と申しますか、処罰あるいは減俸その他の方法を講ぜられたようでありますが、その概要についての御説明をこの際お願ひしたい。

○国務大臣(船田中君) 第一の御質問の点は、米側から来ております軍事顧問団といふことでございまして、この米側から参つております軍事顧問団を今急いでいともうととか、あるいは著しい変更を加えられるといふことは考えておりません。大体軍事援助顧問団として常駐的な者が約三百名おります。このほかに臨時派遣されて航空自衛隊及び海上自衛隊の航空機の教育訓練に従事する移動訓練隊員が約四百五十名おるのであります。これは今直ちに大きな変更が加えられるというふう

には考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

ます。ただ防衛庁に防衛庁長官として砂田前長官のとき、防衛庁に置かれたました顧問のことでございまして、な

らに考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

ます。ただ防衛庁に防衛庁長官として砂田前長官のとき、防衛庁に置かれたました顧問のことでございまして、な

らに考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

ます。ただ防衛庁に防衛庁長官として砂田前長官のとき、防衛庁に置かれたました顧問のことでございまして、な

らに考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

ます。ただ防衛庁に防衛庁長官として砂田前長官のとき、防衛庁に置かれたました顧問のことでございまして、な

らに考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

ます。ただ防衛庁に防衛庁長官として砂田前長官のとき、防衛庁に置かれたました顧問のことでございまして、な

らに考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

ます。ただ防衛庁に防衛庁長官として砂田前長官のとき、防衛庁に置かれたました顧問のことでございまして、な

らに考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

ます。ただ防衛庁に防衛庁長官として砂田前長官のとき、防衛庁に置かれたました顧問のことでございまして、な

らに考えておりませんし、またそういう期待も持っておりませんのでござい

した。海上の方は二千九百三十五名の採用に對しまして、一万三千三百四十

二名、約四倍半の応募者でございま

す。昭和二十九年は陸海空の隊員を募

集いたしました。陸上の方は四万四千

三百六十六名の採用に對しまして十二万九

百二十六名、二倍七分ぐらゐの応募者

ると思ひまして、さらにしろうとは
ありますけれども、防衛庁の調達業務
のやり方につきましても、一応勉強さ
していただきました。そこでだんだん
見ますというと、防衛庁が調達業務の
円滑な、完全な実施のために、契約に
関しまして契約第一課、第二課、第三
課というものを置き、原価計算に対し
ましても、原価計算第一課、第二課、
第三課、検査についてやはり第一課、
第二課、そのほかに試験室を持つてお
る。それから調達の順序等を見ますと
いうと、要求から支払いまで、非常に
詳細な手続を規定しております。十六
の段階が設けられておる。そして総合
的に見まして、いわゆる内部におきま
して相互に牽制し合つて、そうして仕
事の不正を防止するということにつ
きまして、機構としましてはすいぶんよ
くできており、すいぶんこまかく気を
つけられておるといふふうに、私はむ
しろ感心しておる。ところが現実にはそ

ういうふうな、機構運営の各段にわた
りましてごまかい注意が払われている
にもかかわらず、まだそういういろい
ろな問題が起つて、そうしてあるいは
免職し、あるいは減給する等、それぞ
れの行政処分を相当数にわたつて行わ

なければならぬ。こういうふうな事
実を見ますときに、一体その不正・不当
の起つてくる原因というものは、機構
上の欠陥にあるか、あるいはその機構
を運営する人をさらに質的に見、量的
に見て、どこに欠陥があるかというこ

とを考えさせられるわけです。これらの点につきまして、防衛庁の当局は、従来のいろいろな事実にかんがみまして、かような事態の発生によつて來たる根本的な原因につきまして相当究明

されておると思うのでありますが、その点についてちよつとお伺いしたい。
○国務大臣(船田中君) 概略申し上げますと、ただいま野本委員の御指摘になりましたように、これは両方にあるだらうと思います。先ほども申し上げましたように、防衛庁という役所はまた新しい役所ですから、機構と人とはうまくなれておらないという点もあると思います。それから、ことに自衛隊の現地における出先というものがふなれであつたという点もまたいふべきであらうあります。そのために機構上においても調達実施本部というものができ、建設本部というものができ、一昨年からやつておるわけです。これにたまたま御指摘のような相当めんどろな手続をやり、お互いに牽制し合うことのできるような組織になつてきておりますから、だんだん調達事務が円滑に行われるようになってきておりますので、会計検査院の批難事項等も、だんだん減りつつある傾向にあると思います。しかし現在の機構でいつて、今後果して完全であるかどうかという点につきましては、十分これはもう一ぺん検討を加えていきたいと思ひますが、今直ちに調達実施本部あるいは建設本部等の機構を改革するというよりも、むしろこの機構になれさせて、そうして関係者に十分注意を促すという点の方が効果があるのではなからうかと私は考へて、ことに会計経理の問題につきましては、私就任後、世間の御非難も考へ、ことに今、野本委員の強調されましたように、国民の血税を使い、しかも防衛体制を整備するという点のためには相当多額の国費を使わなければならぬこととて

ざいますので、その経理については十分注意し、注意の上にも注意を加えていくという点に、私も就任以来そのことを下僚にも要求をし、強く要望をいたし、戒飭をいたしておるようなわけでございます。なお、具体的なことにつきましても政府委員からお答え申し上げることにいたします。
○野本吉吉君 そこで次にお伺いしたいと思ひますことは、特に業務能率の向上と、不正、過誤を防止するための特別な機構としての監査室というものが設けられてゐる。私はこの監査室の機構、それから業務運営の実情、もう一つは、監査室によつて防衛庁自体で未然に不正、不当なことが防止されたことがあるか。それから結果の検討からして、そういう事実が発見されたことがあるかという点について、きわめて概要でけっこうですから、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 防衛庁内部におきまします会計監査機構といたしましては、まず内局に経理局監査課というものがございまして、これは監査についての基本方針だけでなく、実際上も監査できるといふことになつております。なおそのほか部隊方面では陸上自衛隊におきまして会計監査、それから海上自衛隊におきまして、経理補給部に、これは来年度であります、三十一年度に監査課というものを新設することになつております。それから航空自衛隊にもそれぞれ監査関係のものがあつて、また調達実施本部におきましては、ただいまお話がございまして、監査室がございまして、それぞれ会計の監査に當つてゐるのであります。それと改善さ

れた事実があるのでございます。昭和三十一年度におきまして陸上自衛隊の会計監査が監査いたしましたして、その結果不正、不当行為につきまして処分いたしましたものが十七、八件あるわけでございます。なおこのほか具体的にそのこまでいきませんでしたが、経理の面につきまして、随時巡回指導、あるいは不時に会計監査を行つて、最近では相当な効果をあげつつあると考えております。また経理局の監査課におきましては、実は人員が非常に少ないのでございまして、実際に監査はなかなかできないのであります。三十年

度におきましては、単に監査の基本方針だけでなく、航空幕僚監部、あるいは建設本部、あるいは防衛大学校、防衛研究所等につきまして実際に監査を行つて、その結果会計のやり方の工合の悪い点を相当指摘いたしております。昭和三十一年度におきましては、まずまずこういう会計監査機構等を十分に活用いたしまして監査の実をあげたい、こう考へております。
○野本吉吉君 それからもう一つ次にお伺いしたいのは、調達計画を進める場合に、その第一の段階において、各四半期ごとに三十日以内に計画要求書を出すというふうになつておるようでございますが、この四半期ごとに三十日以前に出します計画要求書というものが、年間を通じて平らにいつてゐるか、それとも時期的に非常にずれるといつた傾向があるのじやないかと考へるのですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(北島武雄君) 実は昭和三十一年度におきましては、御承知のよう

に当初三カ月間暫定予算でやつておりましたので、本予算が成立いたしましたから実際に三十年度の業務が行われたと、こう申し上げても差しつかえないと思ひます。従ひまして昭和三十一年度におきましては当初三カ月間ほとんど空費いたしておりましたので、その後秋から暮にかけて非常にウエー

トがかかつて参つております。こういうことは実は思ひにくいのであります。して、昭和三十一年度におきましては、ただいまから計画を立てまして、もし予算が国会で成立いたしますれば、直ちに実行できるように目下計画中でございまして、調達におきましても一時期に片寄りますことは結局調達価格を高くする結果になるので、全体の調達の円滑を欠くわけでございますので、できるだけ年間平均で実施いたして参りたい、こういうふうになつておる

です。
○野本吉吉君 もう一つはこの米軍からの供手と申しますか、貸手というものが予定通りいかないことのために、調達計画にそぐを来たすというふうなことはありませんか。

○政府委員(久保義夫君) 昭和三十一年度、ことに三十一年度になりますと、特に問題の多いのは陸上の自衛隊の関係でございますが、米軍からの供手を受けましますものはほとんど全部いわゆる装備品、工具と申しますか、火砲、それから戦車、貨車、弾薬、こういったものでございまして、こつちで調達いたしました自動車あるいは通信機等はもうほとんどございませんで、装備品、工具についてはほとんど全部例外になつております関係上、私も

成の時期に間に合ふようになつておることで交渉いたしております、三十年度のたまたま編成を終つておるわけですが、大体支障なくつづいておる。装備品、自動車等につきましては、これは米軍から一昨年から昨年にかけまして相当供手を受けまして、それを中心といたしまして、さらに合せてこれは支障なく編成に間に合つておる次第でございます。

○野本吉吉君 最後にもう一ぺん伺ひます。それは今年昭和三十一年度に船舶建造費として七十八億一千五百万円というふうなことが予定されて、七隻作るということになつておるんですが、その船舶建造費の原価計算と申しますか、これは時期的にいつの価格で計算されておるんですか。

○政府委員(久保義夫君) 大体昨年の夏ごろでございまして、昭和二十八年

度建造船はおとしの十一月に契約いたしまして、その単価を基本にしまして、鋼材等若干値上りいたしておりますが、それを計算に入れて、大体昨年の夏ごろの単価と申しますものを考へてになつていただければけっこうと思ひます。

○野本吉吉君 その後たまたまお話のございましたように、鋼材は相当暴騰してゐる。この鋼材の価格の暴騰が、昨年の夏に計算しましたその価格によつて、艦船等の建造計画の上に予算的に大きな支障を起すというふうなことはありませんか。

○政府委員(久保義夫君) その点は確かにお話のような事情はございまして、艦艇の場合に、全体の製造費に比べて鋼材の占めは割合といつても

の、値段が比較的少うございまして

て、もちろん若干の影響はございますが、全体としては工数をさらに合理化させるとか、そういう面で一応全体としてはやれるのじゃないか、消化できるのじゃないかと存じております。

○野本吉吉君 今日の新開等にもございますように、第十二次の造船の船舶問題について、造船業者と船主との間に非常にめんどろな問題が起つていゝる。こういうようなことが事実とすれば、将来防衛庁のそういう建造計画の上にも相当な影響を及ぼしてくるのじゃないかということでございますが、ただいま自信があるような御答弁でございまして、一応それで了承をいたします。

以上いろいろ調達業務に關しましてお伺いしたのですが、要するにこまかい点はこれは決算委員会等で十分論議検討するべきものであります。要は自衛隊というものの健全な成長のために、調達業務をめぐりまして国民に疑惑を持たせ、自衛隊員に精神的な悪影響を及ぼすことのないようにいゝることを考へての質問であつたわけですが、先ほどの長官の、今後十分注意していくという、また戒飭していくというお言葉に信頼いたしまして、私の質問を終ります。

○委員長(小柳牧衛君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめておきたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君) 速記を始め

て。科学技術庁設置法案を議題といたし

ます。衆議院の修正にかかる部分について衆議院側から御説明を聴取いたし

ます。なお、この科学技術庁設置法案衆議院送付案中、第七條四の「科学技術に

關し、その左側に傍線があるのは印刷の誤まりで、傍線は不要でありますから、さう御了承願ひます。

○衆議院議員(前田正男君) 本修正案は自由党、社会党共同の提案によりまして修正をいたしましたのでありまして、衆議院におきましては全会一致賛成をいたしましたのであります。

その修正に對するところを説明いたしたいと思つておりますが、この科学技術庁設置法案の第七條の第五項がまず第一点でございます。これはこの

科学技術庁の設置法案におきまして、「科学技術に關し」といふこの「科学技術」といふ言葉は、第三條の後段におきまして「人文科学のみに係るもの

及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。」といふことにしてありますので、もしここに「科学技術に

關し」といふことになりましたと、「人文科学のみに係るもの及び大学にお

る研究に係るもの」が除かれて、學術會議との間の諮問、答申、勧告といふこ

とになつてくるというのでございま

す。しかしながら御承知の通り日本學術會議の法案には人文も含め、また大

学の研究も含めてやつております。これを政府に答申して参りましたり、政

府から諮問したりするよりなときは、政府といたしまして、どつかでこ

れを取り扱わなければならぬことにな

りますが、従来の科学技術行政協議會がこの法律成立とともに廃止になりま

すので、この科学技術庁でその任務をいたさなければなりません。従いまし

て、この科学技術庁におきましては、學術會議への諮問及び學術會議の答

申、または勧告に對してはすべてやれ

るということでございます。従いまし

て、さういふ意味におきまして一応この手続を、學術會議との間の手続がで

きるということでございます。しかしながら科学技術庁の任務からいたしま

すと、大学の關係については除かれておりますので、それは単に手続的には

いたしまして、さういふ問題はすべて文部省に科学技術庁から移管さ

れて行くといふことでございませう。しかしこの法文上その手続もできないとい

ふことになると思つて、一応これは削除したような次第であります。

次の修正点でございますが、それは第八條でございます。第八條の第三号

の原子力利用に關する經費及び原子力

利用に關する試験研究補助金等に關する予算は、昭和三十一年度以降にお

いては、科学技術庁に一括計上し、必要に応じて各省の予算に移し替へるものとす

る。さういふふうな閣議決定がござ

います。これは當然予算總則に出てくるのでありませうけれども、このよう

に一括計上して必要に応じて移しかえるのでありますけれども、当然配分の

仕事もやるわけでありませう。従いまし

て、原子力委員會の任務とこれと、またこの閣議決定と歩調をあわすために

この修正したのであります。閣議決定の日は昭和三十一年の二月三日の閣

議決定でございます。

その次の修正点でございますが、そ

れは第十二條の第三項でございます。

これはここに「科学技術庁に、科学審

議官三人以内を置く。」といふことが書

いてあるのでございませうけれども、

御承知の通りこの科学技術庁といふの

は、人文科学と大学の研究を除きまし

た各方面のことをすべてやるのでござ

います。一部の方にはこの研究所が

航空とか、あるいは原子力とか材料関

係だけのその方面を主にやるので

はないかといふことを新聞に誤まつて

出たこともあつたのでありますけれども、これは單に研究所の問題等は將

来、この閣議決定にありませう通り科学

技術庁ができましたならば政府の全部

の研究所を再検討して、それをきめる

ことになつております。とりあへず総

理府にあるのを科学技術庁につけたの

でありまして、すべての問題にあつた

て科学技術庁の養成をやるのでありま

す。従つてこの科学審議官三人では不

十分ではないかと思ひまして、その後

また各省においてもその設立に非常に

協力をされまして、また各学会の權威

者あるいは關係の研究者をみずから出

したいといふ申し出もございませう。す

で閣議決定をいたしましたので、国会に提

案になりました科学技術庁の定員法の

中にも、各省から科学技術庁に進んで

審議官を定員として出しているものであ

ります。さういふようなことから一応

この三名では、關係方面が入つてこ

ないといふようなことから、大体われわ

れが予想いたしましたところは、資源

あるいは建設關係を含めて一人、通産

關係が一人、農業方面から一人、運輸

方面から一人、郵政關係、これはおも

に電波、電氣關係の方面から一人とい

ふふうな工合に考へたらどうか。その

ほかまた厚生關係の方もありますが、

これは調査官等に出してもらふとい

ふことでこの科学技術庁は農藝のことも

厚生のこと、運輸のことも、電波關

係技術のことも全部含まれてお

るので、少くとも五人くらいにしなければならぬの

じゃないかと考へておるの

であります。今申しましたやうなこ

とで定員法の方は各省から定員を出し

て、すでに衆議院の方に提案になつて

おるようでございます。従いまし

て、われわれもさういふ意見を聞きまし

たので、各省が進んで各界の權威者を出

したいといふ意見を聞き、また協力し

たいといふ意見でありましたので、こ

の人数を「五人以内」に改めたのであり

ます。

それから十九條でございますが、こ

の十九條の第一項のところでございま

して、これはここに科学技術庁に科学

技術審議會を設けることになつており

ますが、その目的をいたしまして、「科学

技術に関する重要事項を審議すること。」「と。」「となつておりますけれども、この「重要事項」の下に、並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項を加えるというところでございます。これは科学技術行政協議会が廃止になりますので、従いまして、従来の学術会議との連絡等のためにありましたこの科学技術行政協議会の任務というものを引き継ぎなければなりません。そこで閣議決定要綱というのになります。科学技術審議会委員の定数のうちその三分の一に相当する委員は日本学術会議の推薦する者から任命するということになっております。学術会議の人がこの科学技術審議会委員の三分の一に入っているわけでありまして、従いまして、当然学術会議との間の諮問、答申または勧告等の仕事は当然この審議会で審議されるわけでございます。ところが先ほど申し上げました通り、この科学技術という言葉は、人文科学と大学における研究は第三条後段から全部の条項にわたります。除かれることになりましたので、もし日本学術会議の方から人文科学あるいは大学研究等に関する答申とか諮問、勧告等があった場合に、特にこの審議会がやれないということになります。これは困りますので、一応明瞭にこの審議会がなし得るということを追加したわけでございます。

それからその次の修正点は附則でございますが、附則の第四項のところでございますが、これは原子力委員会設置法の第十五条の改正に関する分の前次のように加えることにいたしました。それは原子力委員会法の「第七条第一項中『国務大臣』」というのを「科学技術庁長官たる国務大臣」に改める。この原子力委員会設置法ができたときには、科学技術庁ができておりませんでしたので、単に「国務大臣」ということで委員長をきめましたけれども、この際科学技術庁の中におきましては、原子力の行政も含めて行いますので、当然この「国務大臣」は「科学技術庁長官たる国務大臣」でなければならぬ。まあ事実上はそうでありまして、別な場合によりまして、総理府に別な国務大臣がござりますと、この際明瞭にしておいた方がよいというので、「科学技術庁長官たる国務大臣」というふうな修正をいたしました。大体以上が衆議院における修正点でございます。

規定してあるのでありますが、このときに大学の研究のことが含まれていないと、事実上は大学の研究の資料をもらわなければ、科学技術庁は行政の企画立案ができないのではないかと、こういうような問題がござります。修正すべきかどうかという点もあつたのでありますけれども、これに對しましてはいろいろと政府内部で、法制局とか文部省等といろいろ聞きまして、この条文中の「大学」の研究等も資料は関連して出すことができるというので、文部大臣から、あるいは内閣の法制局からはつきりと答弁がございました。また第十一条の三項の勧告につきましても関連してならば勧告することもできるというふうな話もあつたのであります。また文部大臣の答弁がございました。この点は修正する必要はないという点になりましたので、修正点から落しておろす次第であります。

〇島村軍次君 今の説明でちよつと聞いておきたい。初めの御説明によりまして、第七條の四号と五号だけだといふふうにお話になりましたが、四号もその内ですか、「科学技術」に關しては。〇衆議院議員(前田正男君) 私の方の修正では五号だけでございまして、それは先ほど委員長から注意がござりましたようにミス・プリントになっております。それからちよつとつけ加えてこれに関連したことでもちよつと説明させていただきます。この学術会議のいわゆる大学の研究の問題につきましては、第十一条にやはり問題点がありまして、それは修正はいいたしませんでしたけれども、科学技術庁長官が関係行政機関の長から必要な資料をもらつたり、あるいはまた勧告をしたりすることについて第十一条で

ことは、すべて人文のみというものは、大学の研究というよりなことは除かれることになりまして、そうなりますと、学術会議の任務との間に食い違つてきますから除いたわけでありまして、〇千葉信君 付帯決議があつたようでありまして、この付帯決議、私の聞いていますところは明確に昭和三十一年度において科学技術省、庁じやなく科学技術省というのを考えていたというのを承わりましたけれども、これはどういふ経緯で……〇衆議院議員(前田正男君) この付帯決議をお手元に資料として配つてあると思ひますが、これにつきましては、私の方には実はこの科学技術の行政をやりますについては、試験研究機関、特許行政とも全部再検討を加えてできるならば統一したものを作り上げたかどうかとも考えたのでありますけれども、政府内部にいろいろ意見がございまして、また事実上科学行政を一元的に企画調整をしております官庁がございませんので、よくその内容がわかりません。そこでこの問題につきましては、先ほど二月三日の閣議決定の第三項といたしまして、政府といたしまして、試験研究機関の検討という項目を設けまして、それには中央、地方を通じて、試験研究機関のあり方及び所屬については、科学技術庁の発足後根本的に再検討を加えるものとする、という閣議決定があるわけでありまして、そこでこの閣議決定に基いてやるということでありまして、さらに政府にこの試験研究機関というものは特許行政を含むかというお話をいたしましたところ、もちろんこの科学技術庁の中で発明奨励の意味がありますので、含んでおろすことではありますし、またいつからやるのだということも聞きただしましたところ、政府はいたしましては、科学技術庁の官房にいたすでにそれをやる任務をはつきり権限に書いてありますので、組織といたしましてもお手元に配つたかと思ひますけれども、課とか局とか、課制、局制をしておられますが、そのほかに大臣の直屬のもので制度調査室というものをお手元に配つておられますけれども、科学技術省に於ては、科学技術省が充足したらずにその調査に入るのだ、こういう答弁でございまして、それでそのうちのことなら政府でもやるならば一日も早く、なるべく三十二年度にはこの際これを拡充してもらいたい、こういうことでございまして、しかしそれが科学技術省になるかどうかというところは、まあわれわれの一部には科学技術省にしたらどうかという意見もございまして、まあ政府の意見を持ってから決定しようじゃないかということ、この三十二年度においては整備拡充してもらいたいというのでございまして、具体的に科学技術省にしろということを決議にやつてないのではありませんが、政府の意見を持ってやりたい、これはわれわれの中にもこういう意見の人が多かったものであります。

〇千葉信君 最初の私どもの方針からいいますと、科学技術省という形で今回の機会に総合的な科学技術の向上という立場から省という問題を考えていたのですが、残念ながら付帯決議の中にこの方針が明確にならないので、単にさらに整備拡充し、という格好になり

ましたのですが、この点の問題は私ども最初聞いておりました話と違いますが、実は非常にこの法案審議の上に困ったことになったと考えたのであります。この問題についてはまたほかの審議のときに御質問申し上げたいと思っております。承わらないことになりました。

○衆議院議員(前田正男君) ちよつとつけ加えて。先ほど答弁申し上げました通り、閣議で正式に決定しておることでもありませんし、また大臣からもすぐにこの調査に入るといふことでもありません。そういう制度まで設けるといふことでございまして、一応われわれは政府の意見を聞いてからやろうといふことにいたしました。ただ、あまりゆつくりやられても困りますので、三十二年度の一つや二つと、そういうような条件をつけて、その方向も整備拡充するといふ方向をきめて、そういうことで一応了承したのであります。

○委員長(小柳牧衛君) 本日の質疑はこのくらいにとどめておきたいと存じますが、御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後零時二十八分散会

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律

(国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定)

第一条 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。)第九十条の規定による年金(同法第九十四条の二の規定による同法の規定による退職年金、庶疾年金又は遺族年金とみなされた年金を含むものとし、公務による死亡を給付事由とする年金及び公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務による死亡を給付事由とする年金を除く。以下「共済年金」という。)で、その年金額の算定の基準となつてゐる昭和二十七年年度における給付の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十八年法律第六十号。以下「年金額改定法」という。)別表の仮定俸給(国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第 号。以下「公務傷病年金額改定法」という。)第一条の規定により年金額を改定したもののについては、同条の規定によるの改定前の年金額の算定の基準となる。

つた年金額改定法の仮定俸給とし、同法第一条第三項又は第二条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第一条第一項及び第二項又は第二条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基準となる。以下この条において「年金額改定法の仮定俸給」という。が二万九千五百円以下のもので、昭和三十一年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつてゐる年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3 第一項の規定により年金額を改定された年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により退職年金又は遺族年金とみなされる年金を受ける者(遺族年金を受ける子及び孫を除く。)については、その者が六十歳に達するまでは、改定年金額と従前の年金額の差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定)

第二条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。)第六条の規定により改定された年金又は同法第七条の二の規定により支給される年金のうち、共済年金に相当するもので、その年金額の算定の基準となつてゐる年金額改定法の別表の仮定俸給(公務傷病年金額改定法第二条の規定により年金額を改定したものについては、同条の規定による改定前の年金額の算定の基準となつた年金額改定法の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同条第一項から第三項までの規定により年金額を改定したものとした場合)にその改定年金額の算定の基準となる。以下この条において「年金額改定法の仮定俸給」という。が二万九千五百円以下のもので、昭和三十一年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつてゐる年金額改定法の仮定俸給にそれぞれ対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前条第二項及び第三項並びに特別措置法第六条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

第三条 国庫は、第一条の規定による年金額の改定により増加する費用を負担する。ただし、次の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。)のうち国家公務員である者及び次の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一 共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 同法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第五十一条第二項に規定する共済組合 日本専売公社

三 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十七条第二項に規定する共済組合 日本国有鉄道

四 日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第八十条第二項に規定する共済組合 日本電信電話公社

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一の給付事由により、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)の規定による年金を受ける権利を有する。

3 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

第二條 前條の規定により年額を改定された普通恩給又は扶助料を受ける者（恩給法に基く増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者及び扶助料を受ける子を除く。）については、その者が六十歳に満ちる月までは、改定年額と従前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十歳に満ちる月をもつて、その二人が六十歳に満ちる月とみなす。

（昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずる普通恩給についての改定規定の適用）

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員又は準公務員に給する普通恩給で、昭和三十一年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、同年九月三十日に給与事由の生じたものとみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第一条第一項中

附
則

この法律は、公布の日から施行する。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額	
七三、〇〇〇	円	五八、〇〇〇	円
七四、四〇〇		八三、八〇〇	
七九、八〇〇		八八、八〇〇	
八五、八〇〇		九四、八〇〇	
九一、八〇〇		一〇〇、八〇〇	
九七、八〇〇		一〇六、八〇〇	
一〇三、八〇〇		一一二、八〇〇	
一一〇、〇〇〇		一二〇、〇〇〇	
一一六、〇〇〇		一二六、〇〇〇	
一二二、〇〇〇		一三二、〇〇〇	
一二八、〇〇〇		一三八、〇〇〇	
一三四、〇〇〇		一四四、〇〇〇	
一四〇、〇〇〇		一五〇、〇〇〇	
一四六、〇〇〇		一五六、〇〇〇	
一五二、〇〇〇		一六二、〇〇〇	
一五八、〇〇〇		一六八、〇〇〇	
一六四、〇〇〇		一七四、〇〇〇	
一七〇、〇〇〇		一八〇、〇〇〇	
一七六、〇〇〇		一八六、〇〇〇	
一八二、〇〇〇		一九二、〇〇〇	
一八八、〇〇〇		一九八、〇〇〇	

一七五、三〇〇	二二三、六〇〇
一八九、六〇〇	二三三、〇〇〇
一九六、八〇〇	二三〇、四〇〇
二一三、六〇〇	二四〇、〇〇〇
二二一、〇〇〇	二四九、六〇〇
二四〇、〇〇〇	二六八、八〇〇
二五九、〇〇〇	二九〇、四〇〇
二七九、六〇〇	三二四、四〇〇
三〇一、〇〇〇	三四〇、八〇〇
三三七、六〇〇	三五四、〇〇〇
三五四、〇〇〇	三六七、二〇〇

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が七二、〇〇〇円未満六八、四〇〇円以上の場合には、七九、八〇〇円を、恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が六八、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千百十六倍に相当する金額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

別表第二

上	欄	下	欄
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	二九〇、四〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	二二八、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円	三一〇、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一〇、八〇〇円
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	二七九、六〇〇円ヲ超エ二九〇、四〇〇円以下ノモノ	一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	一四四、〇〇〇円ヲ超エ二七九、六〇〇円以下ノモノ
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	一三八、六〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ		

九七、八〇〇円ヲ超エ一四、六〇〇円以下ノモノ	一一四、六〇〇円ヲ超エ一三八、六〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円	一四四、〇〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一〇七、四〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一〇〇、八〇〇円ヲ超エ一〇七、四〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	九七、八〇〇円ヲ超エ一〇〇、八〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	八八、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額	一〇〇、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	八五、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ
七六、八〇〇円以下ノモノ	八五、八〇〇円以下ノモノ

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局